

上越地域合併協議会の概要

第11回協議会では、「各種事務事業の取扱い（その12）」が提案されたほか、平成15年度上越地域合併協議会決算が認定されました。また、「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会」から審議結果が報告され、これを受けて会長から合併協定書記載文案として「議会の議員の定数及び任期の取扱い」が提案されました。

第12回協議会では、これら2つの事項が提案どおり決定されたほか、新市建設計画の県との事前協議が終了したことから、その状況が報告され、引き続き正式協議に入ることになりました。

そこで今回は、小委員会の審議結果を始め、協議会の決定事項について図や表を使って詳しくお知らせするほか、事務事業の調整結果についてお知らせします。

小委員会の審議結果

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会

- ・【会議日程】 第6回 6月12日
- ・【第6回の審議の状況と結果】

議会の議員の定数や任期について審議するこの小委員会では、「特例措置の採否」、「採用する特例措置」、「特例措置の期間」の3つの論点についての審議を進め、これまでに、「特例を採用すること」と、「採用する特例は定数特例とすること」で意見が集約されていました。

第6回の会議では、これまで上越市と13町村で意見が分かれ、結論に達していなかった定数特例を適用する期間について、上越市から「議論の過程においては、様々な意見がありましたが、全国的に在任特例（編入される市町村の議会の議員全員が編入先の議会の議員の残任期間に限り在任することができるという特例）に批判が寄せられている中で、これまで13町村の皆さんから在任特例を採用すべしとの声になかったことは、皆さんがこの合併を極めて重くとらえている証拠であり、その皆さんが終始一貫して7年強の特例期間を主張してきたことは、ひとえに編入される住民の気持ちを第一に考えた上での意見であり十分理解できることから、上越市としては特例措置の期間について7年強とする」という意見が出され、審議の結果、「上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間と合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間とすること」で意見がまとまり、小委員会としての審議を終了しました。